

1. 市川市総合計画審議会条例

昭和50年12月26日

条例第49号

市川市総合開発審議会条例の全部を改正する条例を次のように定める。

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき市川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、本市の総合計画の策定に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員22名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推せんした議員 6名
- (2) 学識経験者 6名
- (3) 市民の代表者 6名
- (4) 関係機関の職員 4名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第7条 審議会の事務は、企画部において所掌する。

(昭53条例30・平11条例4・平14条例1・一部改正)

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員には、別に定めるところにより報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

(審議会の運営その他必要な事項)

第9条 前各条に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 10 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 24 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 22 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2. 市川市総合計画審議会委員名簿

区分	委員名	所属団体
学識経験者	内山 久雄	東京理科大学 教授
	潟山 英清	京葉瓦斯株式会社 取締役社長
	佐久間 文明 (H28. 4. 1 まで)	市川健康福祉センター センター長
	児玉 賀洋子 (H28. 7. 22 から)	市川健康福祉センター センター長
	瀧上 信光	千葉商科大学 副学長
	中島 明子	和洋女子大学 教授・地域連携センター長
	松永 哲也	株式会社ちばぎん総合研究所 専務取締役
市民の代表	天野 敏男	特定非営利活動法人市川市ボランティア協会 会長
	川口 学	市川こども子育て支援施設協会 副会長
	田中 貴幸 (H28. 9. 30 まで)	連合千葉総武地域協議会市川・浦安地区連絡会 副代表幹事
	若菜 泰裕 (H28. 10. 28 から)	連合千葉総武地域協議会市川・浦安地区連絡会 事務局長
	富田 勇人 (H28. 5. 20 まで)	市川市 P T A 連絡協議会 副会長
	立原 充彦 (H28. 7. 22 から)	市川市 P T A 連絡協議会 会長
	能村 研三	市川市芸術文化団体協議会 会長
	箕輪 一男 (H28. 5. 20 まで)	市川市自治会連合協議会 会長
滝沢 晶次 (H28. 7. 22 から)	市川市自治会連合協議会 会長	
関係機関の職員	久保田 優	市川市農業協同組合 常勤監事
	芹澤 弘之	京成電鉄株式会社 取締役
	富田 嘉敬	市川商工会議所 会員
	金田 新一	市川警察署 地域交通官
市議会議員	秋本 のり子	市議会議員 (無所属の会)
	石原 みさ子	市議会議員 (清風会)
	金子 貞作	市議会議員 (日本共産党)
	佐藤 ゆきのり	市議会議員 (自由民主党)
	松永 鉄兵	市議会議員 (創生市川第 3)
	西牟田 勲	市議会議員 (民進・連合・社民)

3. 市川市総合計画審議会 開催状況

	開催日	審議内容
27年度	平成28年3月28日	平成28年度 第5回市川市総合計画審議会 ○諮問「第三次実施計画の策定について」 ○第二次実施計画(平成28年度当初予算)の進捗状況について(報告)
28年度	平成28年7月22日	平成29年度 第1回市川市総合計画審議会 ○第二次実施計画の実績報告について ○第三次実施計画の策定について ○第二次実施計画の評価にともなう市民意向調査の実施について
	平成28年10月28日	平成29年度 第2回市川市総合計画審議会 ○第二次実施計画 総合評価書(案)について ○第三次実施計画 事業(案)について
	平成28年12月20日	平成29年度 第3回市川市総合計画審議会 ○第三次実施計画(案)について
	平成29年2月3日	平成29年度 第4回市川市総合計画審議会 ○答申(案)について
	平成29年2月13日	答申 ○「第三次実施計画の策定」について、市川市総合計画審議会から市長へ答申

4. 基本構想および第二次基本計画の概要

1 まちづくりの基本理念（基本構想）

私たちは、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念としてまちづくりを進めます。

市川の今日までの発展は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築き上げられてきたまちづくりの成果です。さらに、私たちは将来を見極め、世代を超えて、誰もが共感できる平和で豊かな社会をつくりたいと願います。豊かさの受け止め方はさまざまですが、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、すべての人を認め合う「人間尊重」を基本とし、多様な自然や、そこに生息する生物などと相互に良好な関係を保ち、豊かな地域社会を目指す「自然との共生」さまざまな価値観や立場を認め合い、ともに力を合わせて地域社会を築き上げていく「協働による創造」の3つを基本理念とします。

この基本理念を、市民共通の価値基準とし、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていきます。

2 将来都市像（基本構想）

まちづくりの目標である将来都市像は、概ね25年後の市川の将来像をあらわすもので、次のとおり定めます。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

3 まちづくりの基本目標・施策の方向（基本構想）と施策体系（基本計画）

■基本目標1 真の豊かさを感じるまち

私たちは、人生のどの時代においても、誰もが夢と活力に満ちた真の豊かさを実感できるようなまちをつくりたい。

誰もが幸せな人生のために、自由に夢を描き、その実現を強く望んでいます。夢の実現には、私たち一人ひとりの努力が必要です。また、それぞれの目標に応じて、幅広い可能性の中から自分の意思で進む方向を自由に選択できる社会をつくることも必要です。

このため、すべての人々が生涯を通して、いつでもどこでも学びたいときに学ぶこと、仕事や地域活動と子育てを両立できること、産業活動が活発で雇用が安定するとともに、新しいビジネスに挑戦しやすい環境とすることなど、夢の実現に向けたさまざまな取り組みを進めなければなりません。

さらに、社会全体でお互いを支え合う仕組みが用意されているなら、誰もが安心して夢の実現に向けて挑戦することができると思います。

安心して生活を送るには、万一のときに介護や医療などの心配がないこと、心が通いお互いを支え合う地域社会をつくることなどが重要です。このため、市民サービスの向上はもちろんのこと、ボランティアや企業などがそれぞれの立場で社会に貢献しやすい環境づくりを目指します。

また、家庭や身近な地域の中で、子どもから高齢者までが一緒に暮らすことは、世代間の対話、連携、助け合いを生み、そこから生活の知恵を学ぶこともできます。このような多世代が融合し、支え合い高め合うことのできる地域社会の実現に努めます。

これらの取り組みを通して、誰もが人生のすべての時代に、夢を描き心豊かに生きることのできるまちをつくりたい。そして、市川で暮らし、育った人々が「ふるさと」として誇りに思い、心に残るまちを目指します。

施策の方向1 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくりたい

大分類	中分類	小分類
1 保健・医療	地域における医療環境の充実 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に必要な医療の確保 ・疾病予防、健康管理の推進 ・健康への習慣づくりの推進 ・健康への悪影響の理解向上
	公衆衛生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防 ・壺園の管理・整備
2 子育て	子どもの権利保障と配慮を要する子どもの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利保障のための取り組みの充実 ・虐待防止・対応のための取り組みの充実 ・ひとり親家庭等の自立のための支援の充実 ・発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実
	地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童解消のための保育サービスの充実 ・多様なニーズに応じた保育サービスの充実 ・地域の子育て力向上のための支援の充実 ・子育て相談・情報提供の充実 ・経済支援の充実
3 地域福祉	支え合い社会への意識変革	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と行政の意識改革 ・情報の提供と啓発
	地域への参加と交流の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・交流の場づくり ・身近な支援体制づくり ・地域の緊急支援体制づくり
	地域の安心と信頼の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の仕組みづくり ・公的なサービスの質の向上 ・社会的弱者の権利の擁護

大分類	中分類	小分類
4 障害者福祉	社会参加の促進 生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援 ・福祉サービスの充実 ・コミュニケーションの支援・移動サービスの充実 ・相談機能・情報提供の充実 ・権利擁護
	医療・リハビリテーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成の充実 ・リハビリテーション機能の充実
	地域の理解・支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・理解の促進 ・交流の機会・場づくり ・ネットワークの形成
5 高齢者福祉	介護予防と生きがいの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の充実 ・学習活動・社会参加の推進 ・就労支援の推進
	介護サービス及び生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス等の充実と質の向上 ・在宅支援サービスの充実 ・高齢者世帯(ひとり暮らし・認知症等)対策の推進 ・相談窓口の充実
6 社会保障・住まい	安心して暮らせる社会保障の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度の啓発 ・国民健康保険の健全な運営 ・生活困窮者・不安定居住者等への支援と自立の促進
	住まいの安心・安全への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の維持管理 ・高齢者等への住宅環境の整備
7 スポーツ	スポーツ環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを行う場づくり ・スポーツを支える人材育成、人材確保 ・スポーツに関する情報の提供

施策の方向2 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます

大分類	中分類	小分類
8 子どもの教育	子どもの育成 (子どもの姿)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分を大切にし、他人を思いやる気持ちを養い、豊かな心を育む ・基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図り、活用する力を育成する ・健康に関する意識を高め、健やかな体を育成する ・社会的な問題に関する認識を深め、意欲と実践力を育む ・日本や郷土市川の歴史や文化を学び、国際社会の中で生きる力を育む
	家庭・学校・地域の連携 (家庭・学校・地域の姿)	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の心のつながりを大切にし、心身の成長を育む家庭の教育力の充実に目指す ・子どもと教職員とのつながりを大切にし、子ども一人ひとりの夢を育む学校の教育力の向上を目指す ・人とのつながりを大切にし、子どもの成長を支える地域の教育力の向上を目指す ・家庭・学校・地域のつながりを大切にし、市川の教育力の向上を目指す
	教育環境の整備・充実 (市川の教育の姿)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の教育を推進するための環境を整える ・一人ひとりに応じた教育的支援を推進する ・安全・安心で充実した教育環境を実現する ・責任ある教育行政を確立する

施策の方向3 生きがいを見いだし、いきいきとした生涯学習社会をつくります

大分類	中分類	小分類
9 生涯学習	生涯を通して学び続けられる学習環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機会の充実 ・図書館・博物館などの活用を通じた学習活動の推進 ・公民館を活用した地域の学習拠点づくり ・文化財の保護と活用

施策の方向4 誰もが安心して働くことができる環境をつくります

大分類	中分類	小分類
10 雇用・労働	就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実 ・就労機会の拡充
	労働環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者福祉の増進
11 消費生活	自立して、考え、行動する消費者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者への啓発、情報提供 ・消費者教育、学習機会の提供 ・消費者団体への支援 ・関係機関と連携した推進体制の充実
	消費者被害の救済	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 ・相談窓口等の周知 ・相談員の資質の向上

施策の方向5 人権を尊重し、世界平和に貢献します

大分類	中分類	小分類
人権・男女共同参画	人権尊重社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の高揚 ・相談・救済・支援体制の充実
	男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の意識づくりと教育の推進 ・自立・参画を育む環境の整備 ・あらゆる分野への男女共同参画の促進
平和	平和意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・平和啓発活動の推進
	国際平和のための活動の促進と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流活動の促進、支援 ・市民活動の促進、支援

■基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

私たちは、日々の暮らしの中に「ゆとり」、「やすらぎ」、「楽しみ」、「遊び」などを求めます。そして、それらを生み出すため、暮らしの中に彩りのある文化と芸術を育みます。

市川の文化は、万葉の歌などに象徴される歴史文化や、市川にゆかりのある多くの芸術家、文化人の活動などにより広く知られてきました。これらを、市民生活に活かすとともに、市川の個性として外に向かって発信し、交流を深めるなど、まちづくりに活用していく必要があります。

一方、このような市川固有の文化的資産に加え、地域の人々の生き方、暮らし方から生まれ、人々の暮らしの中に息づく「まちの文化」といえるものがあります。

まちの文化とは、身近な芸術・文化活動や私たち一人ひとりの価値観、生活様式から、市民活動までも含めた暮らし方すべてを幅広く文化として捉えるものです。

暮らしが多様化してゆとりが生まれ、自分自身の生活を重視するこれからの時代は、この「まちの文化」が人生に豊かさをもたらす重要な要素にもなります。そして、これを高めることは私たちの暮らしの中の豊かさを高めることにつながります。

このため、身近な芸術・文化活動、生涯学習活動や公共心を持って、地域に貢献する活動を活発化させるなど、多くの人々が参加して、お互いの生活に潤いをもたらす地域づくりが必要です。さらに、これらの活動を担う人材を育成し、地域に根づかせていく必要があります。また、国際化の進展によるさまざまな交流の中で、新しい文化の創造にも努めなければなりません。

このようにして私たちは、「まちの文化」と従来の文化的資産や芸術的資産を融合し、日々の暮らしの中に取り入れ、楽しみ、味わい、創造することにより、響き合う彩り豊かな市川の文化を育み、交流と活気が生まれるまちをつくります。

施策の方向1 芸術・文化を身近に感じるまちをつくります

大分類	中分類	小分類
芸術・文化	豊かな心を育む文化活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術・文化事業と学校教育との連携の強化 ・芸術・文化事業の振興と文化施設の整備・充実 ・市民・事業者・各種団体との連携の拡大 ・文化振興に係る人材の育成・確保 ・自主的な文化活動への支援体制の充実

施策の方向2 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします

大分類	中分類	小分類
文化的資産	地域を彩る文化的資産の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・文化的資産の保全・継承・活用とそのための人材育成 ・市民生活の中で文化的資産との係わりを強化

施策の方向3 暮らしの中で「まちの文化」を育みます

大分類	中分類	小分類
文化の創造	新たな「まちの文化」の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市民納涼花火大会、市民まつりなどの継続と発展 ・市民参加の促進
	新たな文化的資源の創出と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を通じて新たな文化的資源の創出 ・PRの積極的展開
	多文化共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流事業の推進 ・異文化交流事業の推進

第3章 安全で快適な魅力あるまち

私たちは、安全で快適な都市環境のもとで、人と人が交流する魅力に満ちたまちづくりを進めます。安全は安心して暮らすための必須の条件です。このためには、災害に強いまちをつくり、生命や暮らしを脅かす犯罪や交通事故などの危険から人々を守り、環境に負荷をかけず、自然と調和したまちをつくらなければなりません。

また、これまでの機能性、効率性に加え、ゆとりや潤いといった快適性を重視したまちづくりが必要です。道や広場など都市の生活空間の質を高め、それぞれの地域や場所の特性を活かした魅力づくりを進めるとともに、事業活動が活発になるような都市環境づくりを目指します。

そして、生活を便利で広がりのあるものにしてくれる情報通信技術を、行政サービスやまちづくりに活かすことも欠かせません。

さらに、主要な道路や臨海部の整備などの機会を活かしながら、広域的な視点に立って、人にやさしい安全で快適な都市の整備を図ることも重要です。

快適で高水準の都市環境のもとには、多彩な人々が集まり、新たな都市活動を生み出す地域の力が芽生えます。そしてこの力により、市川の個性や機能が高められ、さらに人材が集まるようになります。この好ましい循環のなかで、未来を担う世代も育ちます。

このようにして、私たちは、快適な都市環境のもとで、市川ならではの地域の魅力により、人が集まり、育ち、自らの力で発展するまちをつくりまします。

施策の方向1 安全で安心して暮らせるまちをつくりまします

大分類	中分類	小分類
危機管理・消防	危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な減災対策の推進 ・自助・共助を基本とした地域防災力の向上 ・新たな感染症への対策の強化 ・国民保護計画等に基づく対策の強化
	消防力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・消防体制の充実 ・救急、救助体制の充実 ・予防体制の充実
治水	水害のないまち	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修 ・雨水排除、雨水排水施設の整備 ・保水・遊水・貯留浸透機能の向上
	水害に対する意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・水害に対する情報の提供と意識の啓発
防犯	防犯まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯に係る情報共有と人材養成の推進 ・子どもたちを守るまちづくりの推進 ・安心して夜道を歩けるまちづくりの推進 ・住民による自主的な防犯活動の推進 ・防犯に配慮した住まいづくりの推進
交通安全	道路の安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の維持管理 ・橋梁の維持管理 ・交通安全施設等の整備と維持管理 ・道路の改良・拡幅 ・市民との協働による交通安全対策
	適切な自動車交通の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の安全対策 ・コミュニティ道路等の整備
	交通安全に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全に関する意識啓発 ・自転車安全利用の推進

施策の方向2 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます

大分類	中分類	小分類
ユニバーサルデザイン	まちのユニバーサルデザイン化	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関のユニバーサルデザイン化の促進 歩行空間の連続的なユニバーサルデザイン化の推進 市街地開発事業等における面的な取り組みの推進
	公益施設のユニバーサルデザイン化	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設のユニバーサルデザイン化 多くの人が利用する民間の施設のユニバーサルデザイン化
道路・交通	環境負荷を低減し都市機能を向上させる道路交通	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備・改良による自動車交通の円滑化 交通需要マネジメントの実施 都市計画道路の整備
	鉄道断面、渡河部における交通混雑の解消	<ul style="list-style-type: none"> 京成本線立体化等の推進 架橋の整備
	快適な歩行者自転車空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> 自転車走行ネットワークの検討 放置自転車対策の推進 歩行者ネットワークの形成 電柱のない景観に配慮した歩行空間の形成 自動二輪車の駐車対策
	公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道網の充実化の検討 公共交通の利用促進 交通結節点の充実
	道路の管理	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界の確認と道路管理 路線の認定、改廃、道路台帳の管理
下水道	水環境の良好な保全と整備	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域の水質の保全 下水道処理区域の拡大 水洗化の促進 老朽化した施設の更新と適切な維持管理 悪質下水の規制及び指導 下水道料金の適正な徴収 下水道の役割についての啓発活動 雨水排除
		<ul style="list-style-type: none"> 質の高い住宅の供給の支援 分譲マンションの適切な維持管理の支援 地震・災害に強い住宅の供給、住環境の整備
住宅・住環境	健康で安全・安心して暮らせる住まいとまちづくりの実現	<ul style="list-style-type: none"> 良好な住宅環境の整備支援 市街地再開発・土地区画整理事業と連携したまちづくり
	良好な住まいと地域に根ざしたまちづくりの実現	
公共施設	公共施設等の有効的、効率的な活用	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の計画的な維持管理 公共施設等の整備・再編

施策の方向3 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります

大分類	中分類	小分類
土地利用	都心に近い住宅都市として魅力ある市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> 既成市街地の計画的な再整備 市民・事業者・行政が一体となったまちづくり
	都市経営の観点から効率的で適切な土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 住工混在への課題対応 市街化調整区域における適切な土地利用
	地域ごとの特性を活かした持続可能な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 北部地域の土地利用 行徳臨海部のまちづくり
景観	「水と緑」・「歴史と文化」を生かした景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑を生かした景観の保全と活用 身近な緑の保全と創出 歴史的風情を残すまち並みづくり 歴史的・文化的な建物等の維持、保全
	まちの個性に彩られた表情豊かな景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 景観に配慮した公共空間づくり 建物等の色彩、デザインの向上 市民や地域が主体となる景観まちづくり 市民の景観に対する関心の醸成

施策の方向4 産業を振興し、活力あるまちをつくります

大分類	中分類	小分類
商工業	商工業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある商店街づくりへの支援 経営基盤強化に向けた支援 起業の促進 企業誘致の促進及び既存企業の支援
		<ul style="list-style-type: none"> 適正な計量のための検査、啓発活動の推進 地方卸売市場の運営
	食品流通の円滑化	
都市農業	環境に配慮した農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業の推進 安全安心に配慮した農産物の生産の支援
	活力に満ちた農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 農業者等の育成・確保 農業経営等の支援
	市民に親しまれる農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園等の充実

大分類	中分類	小分類
水産業	持続可能な漁業環境及び経営・流通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業環境の整備 ・経営改善の支援 ・付加価値を高めた商品提供への支援
	市民と共存する都市型水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・新鮮でおいしい市川産の水産物の供給 ・親水空間の整備 ・水産業のPR活動の推進

第4章 人と自然が共生するまち

私たちは、快適で住み良い環境を目指して、その保全と創造に努め、自然と共生するまちを次世代に引き継いでいきます。

市川には、川や海、黒松や北部台地の緑など、心の中に「ふるさと」をイメージさせる自然が残されています。また、私たちの生活に欠かせないエネルギー資源も自然の恩恵に支えられています。

しかし、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会は、地球規模での環境に深刻な影響を及ぼしています。

自然の循環は地球的な広がりを持ち、江戸川や真間川など身近にある川も、私たちの生活を支えながら東京湾へ、そして世界をつなぐ太平洋へと流れています。同様に、私たちの日常生活から発生する環境への負荷が、地域、都市と次第に大きな流れとなって地球環境にまで影響を及ぼしていきます。私たちは、このような循環という自然の摂理を理解し、一人ひとりの生活が地球環境問題と無縁でないことを自覚して、身近な地域で地球環境に配慮した取り組みを実践する必要があります。

そのため、省資源・循環型の社会を実現させるとともに、大気汚染、水質汚濁、地下水・土壌汚染などの防止や環境への負荷の軽減に努めなければなりません。

さらに、貴重な自然を大切に保全し、失われた自然をとりもどすことも重要です。北部を中心とした農地や東京湾の漁場も今や大切な都市の自然であり、このような自然を都市づくりに活かすとともに、身近に親しめる緑と水辺空間の新たな整備が必要です。

自然環境は、市川に生まれ育つ子どもたちが、未来をつくっていくための重要な土壌となります。私たちは、一人ひとりの自覚と実践により、かけがえのない自然を守り、自然と共生するまちをつくりまします。

施策の方向1 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくりまします

大分類	中分類	小分類
自然環境	生物多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の自然環境の実態把握 ・生物多様性地域戦略の策定 ・生物多様性の考え方を市の施策に反映 ・生物多様性の考え方の普及
	自然とふれあえる機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の推進 ・自然とのふれあいの機会の確保
公園・緑地	地域の緑の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地の保全と活用 ・巨木・クロマツの保全 ・水循環の保全・形成
	魅力ある公園の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の整備 ・魅力ある都市公園づくり
	花と緑が豊かなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・緑と花に対する関心の醸成 ・緑と花の組織(人)の育成 ・緑と花の活動への支援 ・花と緑が豊かな公共施設づくり ・花と緑が豊かな民有地づくり
	水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の資産活用と健康増進の場の提供
河川・水辺	水辺の環境の保全、三番瀬の再生・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・多自然の河川の整備、三番瀬の干潟化の推進
	親しみのある水辺空間の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や三番瀬の水辺における自然と触れ合える場の創造

施策の方向2 環境への負荷の少ないまちをつくりま

大分類	中分類	小分類
地球環境	地球環境問題への理解と意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の推進 ・地球環境情報の提供
	地球温暖化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出抑制 ・新エネルギー利用の推進
生活環境	身近な環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・土壌環境の保全 ・騒音、振動及び悪臭の防止 ・化学物質の適正な管理
	市民の健康と安全で清潔な生活環境の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保持に関する意識の啓発 ・市民一人ひとりのルール確立 ・市民・事業者の生活環境の保持に関する活動支援

施策の方向3 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくりま

大分類	中分類	小分類
資源循環型社会	3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制 ・資源の循環的な利用の推進
	廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正排出の確保 ・廃棄物処理施設の整備・適切な運営管理 ・廃棄物処理システムの効率化

第5章 市民と行政がともに築くまち

私たちは、豊かな未来を築くために市民と行政が協働してまちづくりを進めます。

社会の発展とともに物の豊かさを手に入れることができるようになった今日、私たちは、自分の価値観に基づき、自分らしい生き方を追求するようにもなりました。しかし、その一方で社会に対する関心や責任感が薄らいでいくことのないようにすることも大切です。個人生活の充実が社会とともにあり、誰もが自分らしく生きられる社会をつくるために、その役割をともに分かち合うことが必要です。

本来、まちづくりは社会全体の幸福を高めることが目標です。しかし、個人の価値観が多様化した今日では、社会全体の幸福への理解も一様ではなくなりました。地球環境問題や少子高齢社会への対応、地方分権の推進など、これからのまちづくりの課題を解決するためには、社会を構成するすべてのものが協働して取り組まなければなりません。

そのため、従来の市民と行政の関係を改めて見直し、新しい「対等と協力」の関係のもとで、よりよいまちづくりの方向を見極め、行動していくことが重要です。

市民と行政が情報を共有し、知恵を出し合い、役割を分担し、その実践に向けた体制の充実を図っていきます。

これらの取り組みを通して、市川の豊かな未来のために、市民と行政が対等な関係で「ともに考え」、「ともに選び」、「ともに行動する」、市民と行政が協働するまちをつくりま。

施策の方向1 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくりま

大分類	中分類	小分類
協働・市民参加	協働によるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の仕組みづくりの推進 ・多様な主体の連携の推進
	市民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加への意識の啓発 ・市政への参加の機会の提供
情報の発信・提供	市民と行政の情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の充実
	公文書の正確、迅速な取り扱い 情報公開の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書の適正な管理 ・情報公開制度の適正な運用 ・市政情報センター等の資料及びその提供方法の充実 ・個人情報適切な保護 ・行政手続における審査基準等の整備、公表

施策の方向2 まちづくりのための新しいコミュニティをつくります

大分類	中分類	小分類
地域コミュニティ・市民活動	地域コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ意識の育成 ・自治会活動への支援
	市民活動の活性化と公共サービスの担い手の創生	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の参加意識の啓発 ・活動環境の整備 ・市民活動への支援

施策の方向3 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します

大分類	中分類	小分類
政策展開	情報の収集と整備	<ul style="list-style-type: none"> ・広聴の充実 ・統計の整備
	法務能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、判例等の調査・研究 ・法制実務研修の実施 ・法令等の解釈、運用に関する相談等の実施
	施策の評価と反映	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の効果の把握と評価 ・施策の評価結果の反映
行政体制	適正な人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・人事管理制度の充実・給与水準の改善 ・職員の育成
	定員の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な雇用形態・アウトソーシングの推進
	民間活力の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の推進
	公正性、効率性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公正な選挙等の実施 ・行政の効率性等の確保
窓口・相談機能	市民相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の目線に立った相談の充実 ・市民ニーズへの迅速かつ的確な対応
	窓口サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の接遇能力の向上 ・業務に対する専門能力の向上 ・窓口の利便性の向上
財政運営	財政健全化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の整理・合理化 ・地方債・債務負担行為の適正活用 ・財政調整基金等の確保 ・財務諸表の活用 ・公共調達の適正化 ・分かりやすい財政情報の公表・共有 ・公金の適切な管理
	自主財源の充実・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・税財源の確保 ・受益者負担の適正化 ・資産の有効活用
広域行政	広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体等との連携の推進 ・広域行政の調査・研究 ・市民への情報発信

施策の方向4 情報通信技術を市民生活の向上に活かします

大分類	中分類	小分類
情報化	電子行政サービスの刷新と拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きの簡素化・効率化 ・行政間及び民間との連携強化
	I C Tを活かした行政事務の効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの最適化の推進 ・情報システムの調達の適正化
	情報システムの安全性の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムの強化

I & I プラン 21 市川市総合計画

市川市第二次基本計画

第三次実施計画

発行日 平成29年3月

企画・編集 市川市企画部企画課

発行者 市川市

〒272-8501

千葉県市川市八幡1丁目1番1号

TEL 047-334-1111（代表）
